# 第4回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月6日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 15名

 1番 石 井 清 治
 2番 石 渡 正 明
 3番 佐久間 勝 史

 4番 花 澤 一 弘
 5番 繁 田 俊 彦 6番 山 嵜 和 雄

 7番 大 野 雅 弘
 9番 大 越 久 雄 10番 中 山 雅 夫

 11番 田 中 幸 一 12番 渡 邉 美代子 13番 根 本 雅 史

 14番 山 口 壹 弘 15番 注連野 千佳代 16番 増 田

- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務局職員 4名

斉藤事務局長 鈴木主幹 山田主査 髙橋副主査

#### ◎開 会

令和4年7月6日午後2時00分 開会

○事務局長(斉藤明博君) それでは、総会の方に移りたいと思います。お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

○議長(注連野千佳代君) 皆さん、こんにちは。コロナもちょっと微増、若干増えてきているようですが、4回目接種も始まっておりますので、取りあえず3回接種していればかかりにくい状態にはなっているそうなのですが、皆さんもくれぐれもこれからも気をつけてやっていきましょう。

それでは、始めたいと思います。

○事務局長(斉藤明博君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行う こととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) ただいまより第4回農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、15名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

### ◎議事録署名委員の指名

○議長(注連野千佳代君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番、田中幸一委員、12番、渡邉美代子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(注連野千佳代君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1ないし3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1から3について ご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年6月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が、市内在住の個人及び市外在住の個人2名から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、譲渡人のうち1名が海外に移住するため、自分が所有している農地が管理できなくなることに加え、この方が管理していた別の譲渡人2名の農地も管理できなくなることから、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人は、農業経営を拡大するため購入したいとのことです。営農形態は、市内のキャベツを中心に耕作している農業者の協力を得ながら、農地を耕作しようとするものです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ケ浦市神納地先の農地6筆です。

資料2ページから10ページに許可申請書、11ページ、12ページに譲受人の所在地の農業経営の実態証明を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、君津市内の農地に非耕作地があるとのことから、申請者代理人を通じ事情を確認したところ、現在は農地として復旧しているとの回答がありました。

農機具等については、トラクター、耕耘機を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で347日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積から非耕作地を除いた許可後の 耕作面積が50アールを超えていることから、下限面積要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。 総会資料13ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(注連野千佳代君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。 山口運営委員会委員長。
- ○運営委員会委員長(山口壹弘君) 6月30日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査に行ってまいりました。結構きれいに耕作しておりましたけれども、何でこういう農地を売るのかなという感じだったのですけれども、日本にいなくなってしまうというから、仕方がないというような感じでした。私が小さい頃は、あのあたりは周りを見ても家など何もないと思っていたのですけれども、この間行ったら結構家があったのですよ、その土地のところに。だけれども、この土地は家が建たないとかと言っていたのですけれども、だから譲受人の人が自分で耕作はしないけれども、買うような感じだったのです。ああいうのを見ると、将来何かあるのではないかなという感じはちょっと受けたのですけれども、そういう事情で、委託して作業してもらうと言っていたのですけれども、その内容を聞いてみたところ、きちんとやるということですので、駄目だという

わけにいかないので、運営委員会の中では全員一致で許可すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

渡邉委員。

- ○12番(渡邉美代子君) 12番、渡邉です。この○○の方というのは、農業をしているみ たいですけれども、何を主に作っているのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、髙橋君。
- ○事務局(髙橋敦也君) 事務局、髙橋です。遊休農地はなく、営農自体はしているとい う形で説明がありました。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「ちょっといいですか」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) はい。

根本委員。

○13番(根本雅史君) これだけ聞くと、運営委員会に出ていない人はよく分からないのではないかなと思うのです。事情が分からないのではないかというふうに思いますので補足説明しますと、この買手の○○さんですか、この人は自分が耕作をするつもりはないようなのですが、作業委託をしてこの農地を活用すると言っていました。そのうちの1人は、この後に出てくる、実際に農業やっている人ですので、耕作はちゃんとやる意思はあるというのは確認できました。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 皆さん、よろしいでしょうか。運営委員会以外の方、事情が 分からない方、もし質問があるようでしたら。

渡邉委員。

○12番(渡邉美代子君) 12番、渡邉です。変な話なのですけれども、買われる方が○○ 歳で、多分○○○さんだと思うのですけれども、○○歳の方いらっしゃるのですけれど も、○○○さんではなくて○の方が購入になるのですか。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、髙橋君。
- ○事務局(髙橋敦也君) 事務局、髙橋です。○の方が申請されておりますので、所有権 はこの方が持つような形になります。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかにはございませんか。 石渡委員。
- ○2番(石渡正明君) では、せっかくなので。これ売買の案件で、3ページの一番上の4、権利を設定し、または移転しようとする契約の内容で、下段で売買による所有権移転でいいと思うのですけれども、右側に○○○万、同じく5ページの一番下段で、契約の内容で金額が○○万、あと最後に8ページの一番下ですね、同じく4、売買による所有権移転ということで○○○万、私、この具体的な金額って、ちょっと売買で初めて見たような気がするのですけれども、ただメモ書きで記載してあるのか、あるいは本来こういう売り買いするものに対して金額入れるのが義務なのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。こちらにつきましては、必ずしも金額を入れていないと法定上受けられないようなものではないので、その辺りにつきましては、こちらからお願いしているという形になります。ただ、農業委員会としまして、やはりどの程度で売れているかにつきましては、国や県などの調査対象にはなっておりますので、基本的には賃借料及び売買代金については記入していただく。また、それがあまりにもちょっと社会通念上、ないとは思いますが、例えば多額、数千万となった場合につきましては、こちらの方から状況等を調査することもありますので、基本的には入れていただいて審査の際の参考にさせていただいているという状況にあります。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 石渡委員。
- ○2番(石渡正明君) 売買金額とかについては、あくまでも義務ではなくて、記載についてはお願いで、できれば参考として記載してくださいと、そういうことですよね。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) そのとおりです。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかにはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) ないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の1ないし3について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1ないし3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和4年6月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、譲受人の申入れにより農地を譲りたいとのことです。譲受人は、自宅及び自作地に隣接しており、耕作管理が容易なため農地を取得したいとのことです。

総会資料14ページの位置図を御覧ください。場所は、三箇地先の農地1筆です。

農業委員とともに現地を確認したところ、現地は保全管理されておりました。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、軽トラックを所有しています。乾燥機、コンバイン、田植機は所有しておりませんが、JAきみつ平川支店に委託しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で240日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えているため、要件を満 たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料18ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

16番、増田勉委員。

○16番(増田 勉君) 16番の増田でございます。6月27日月曜日の11時に、事務局の山田さんと一緒にこの現地の方を確認しました。14ページの申請図にありますように、道路側に自宅がありまして、その奥の方の土地なのです。それで、この所有者の隣接地を

購入したいという今回の申請なのですが、周りは、この方の所有している土地は、この間重機を入れて、もうすごく平らで宅地にもできそうなぐらいきれいな土地になっている場所です。その隣地に今回購入したいという物件がありまして、見てきましたのですが、一部ゴルフ場の芝生みたいなものが、グリーンのように見えるものが一部あったり、どちらかというとイメージ的には農地としてはそこは現在使っていない、というよりは、数か月前にあそこ木を伐採して平らにしたばかりだったので、そういうのが事情なのかなとは思うのですが、そういうふうに整地された、今現在は農地として活用していない場所の隣地の土地でございます。ただ、これからこの場所を農地として活用するということも聞いておりますし、その隣にはビニールハウスみたいな農業に使っているような建物もありましたので、農業として耕作するということで購入するのだなというふうに感じました。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5及び6については関連がありますので、一括して事務局の説明 を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号5についてご説明 いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和4年6月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から交換により所有権を取得しようとするものです。譲渡人は、隣接地が他人所有地で耕作上不都合なため、農地を

交換したいとのことです。

総会資料19ページの位置図を御覧ください。場所は、上泉地先の農地1筆です。 農業委員とともに現地を確認したところ、現地は耕作されておりませんでした。 次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、袖ケ浦市内の農地に非耕作地がありますが、幹線道路に面し農業機械の進入が困難なことから 農地としての利用が困難であるため、問題ありません。

農機具等については、トラクター、田植機、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で330日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、非耕作地を除いた耕作面積が50アールを超えていることから、下限面積要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料26ページの下段に現地の写真を添付しております。

続きまして、議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

こちらも整理番号5と同様、令和4年6月21日付で申請書の提出がありました。譲渡人は、隣接地が他人所有地で耕作上不便なため、農地を交換したいとのことです。

総会資料19ページの位置図を御覧ください。場所は、上泉地先の農地1筆です。

農業委員とともに現地を確認したところ、現地は耕作されておりました。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、袖ケ浦市内の農地に非耕作地がありますが、幹線道路に面し農業機械の進入が困難なことから 農地としての利用が困難であるため、問題ありません。

農機具等については、トラクター、田植機、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で330日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、非耕作地を除いた耕作面積が50アールを超えていることから、下限面積要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料26ページ上段に現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番(大野雅弘君) 7番、大野です。先月の6月30日、事務局の山田さんと現地の方に行ってまいりました。位置図で見ると分かりにくいかもしれませんけれども、新しくできた鴨川線の道路を下りていくと信号がありますよね、その右側になります。結構耕作放棄地が広がってしまったところで、耕作しにくいなというのが私の見方です。

あと、○○さんも○○さんも田んぼの方は耕作している状態で、今事務局の斉藤さんがお話ししたみたいに、何とか耕作しやすいようにという形で交換という申請だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の5及び6について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5及び6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号7についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和4年6月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、相続により取得しましたが、農業経験がないため売却したいとのことです。譲受人は、農業経営を拡大するため購入したいとのことです。

総会資料27ページの位置図を御覧ください。場所は、横田字山中地先の農地になります。

農業委員とともに現地を確認したところ、耕作はされておりませんでした。 次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、〇〇〇 市の農地に非耕作地がありますが、幹線道路に面し形が不正形であり農業機械の進入が 難しいことから農地としての利用が困難であるとのことでした。

農機具等については、農用トラックと草刈り機を所有しており、その他トラクターと 田植機をリースしております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で330日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積から非耕作地を除いた許可後の 耕作面積が50アールを超えていることから、下限面積要件を満たしております。

地域との調和要件については、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料32ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

- ○10番(中山雅夫君) 10番の中山でございます。6月30日、午後3時50分に現地確認をいたしました。事務局の山田さんといたしました。現地なのですが、数年前まで稲を作っていたような感じはいたしました。それで今回見に行ったときには休耕田になっており、その休耕田に苗木を植えるそうなのです。それで、周りを見るとほとんど畑に囲まれているような状態でした。それで特に問題はございませんでした。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の7について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議 題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。 斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人の所有する農地2筆に賃借権を設定し、駐車場として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年6月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料33ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北側約1.1キロメートルに位置し、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は、原則として転用不許可となっておりますが、本案件は千葉県の転用事務指針に定める第1種農地の例外のうち、eの(オ)、既存施設の拡張で、面積が既存施設の2分の1を超えないものに該当します。総会資料34ページの計画平面図、35ページの既存施設の位置関係図を御覧ください。現地は、譲受人の事業所まで約450メートルの位置にある従業員駐車場に隣接した土地です。土地の利用計画については、現地は現在工事中の新設道路に隣接する農地で、新

の申請で拡張する計画となっております。 排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画と

設道路の開通に合わせて進入路を設置するため、進入路で減少する駐車スペースを今回

総会資料36ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

なっております。

○1番(石井清治君) 1番、石井です。6月27日10時頃、事務局の山田さんと現地確認

をいたしました。現地は、高須箕和田線の横でありまして、駐車場と隣接をしております。前面の田んぼは耕作はされていませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

根本委員。

- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。この議案では、現況地目が田と畑になっていますけれども、写真を見るとこれ埋め立てしていないですか。現況が変えられてしまっているような写真に見えますけれども。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。こちらの現況地目、台帳上の地目の方は変わっていませんが、こちらについては結構前の段階から既にこの状態、現況畑に近い状態になっていたようです。
- ○13番(根本雅史君) 現況、埋め立てて変えてしまったということですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 現在の高さになった経緯につきましては、ちょっとまだ確認はできておりませんので、県に出すまでの間には確認して、進達する際には確認入れておきたいと思います。
- ○議長(注連野千佳代君) よろしいですか。
- ○13番(根本雅史君) そもそもこれ現状を変えてしまっていいのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 今の現況とこの台帳上の登録の地目が違っていることという のはよくありまして、例えば住宅の隣の農地だったものも、何かちょっと埋めて使って しまったりしているところで申請が上がってきたりして、ただそこは地目は田だったの かというようなことは珍しいことではありません。
- ○13番(根本雅史君) そうでしょうけれども、それが許されるのかどうかという話です けれども。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。委員のおっしゃるとおり、原則として用地 につきましても土などを入れて、現況入れる場合につきましては県の申請許可、または 県の許可でないものであれば農業委員会の方へ届出で済むものもあるのですが、一部に おいてはもう何十年も前からそのようになっていてというところもありまして、農業委 員会の方でも経緯が捕捉できない場所が多々あるのが現状です。
- ○13番(根本雅史君) もう一ついいですか。
- ○議長(注連野千佳代君) どうぞ。

- ○13番(根本雅史君) これ第1種農地になっているのですけれども、補助金とかその関係は問題ないのですか。補助金など投入されているとか、転用してしまっていいのかとか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。こちらにつきましては、まず農業振興地域の農用地部分には入っていないということと、また補助金が投入されている場合、例えば圃場整備をやった後、8年以内につきましては、農振の用地でない土地につきましても甲種農地という、これも農振の用地と1種農地の間みたいな形で難しいところもあるのですが、今回の件につきましてはそちらの方には該当しないため、第1種農地という扱いで今回については申請をしております。
- ○議長(注連野千佳代君) 山口さん。
- ○14番(山口壹弘君) 14番の山口です。この土地というのは、○○○の方の○○のあの 道を行って曲がったところの辺りですよね。カーブして、○○○○○○の手前で。あれ はもう20年ぐらい前からあんな感じで。大分前からこんな感じだった。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。場所につきましては、山口委員のおっしゃったとおりです。20年前あたりでどうだったかにつきましては、申し訳ございません、 確認ができておりません。
- ○議長(注連野千佳代君) いかがでしょうか。ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2及び3については関連がありますので、一括して事務局の説明 を求めます。 斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号2及び3について ご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の土地所有者から農地2筆、計1,020平方メートルを買い取り、隣接する雑種地と合わせて特定建築条件付売買予定地として8区画を整備して分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

農地以外の土地を含んだ全体の事業面積は2,041平方メートルとなります。

なお、本件については、令和4年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料37ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の西側約250メートル、JR袖ケ浦駅の北東側約650メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料38ページの計画平面図及び39ページの給排水施設計画図を御覧ください。土地の利用計画については、住宅用地として8区画を整備する計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置した上、道路側溝へ排水し、 雨水については敷地内に雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分は開発道路の側溝に排 水します。

総会資料40ページから、譲受人が販売できなかった分譲地がある場合に建築する建築 平面図及び立面図を添付しております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発指導要綱の規定による 事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結が なされております。

総会資料42ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番(石井清治君) 1番、石井です。6月27日9時30分頃、事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現地は、奈良輪地先の奈良輪北通りから30メーターぐらい入った右側であり、雑草が茂っていました。現地の両側は住宅地でありました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2及び3について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2及び3については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市内の農業者が、市内在住の土地所有者から 農地1筆、44平方メートルを買い取り、隣接する自作地への進入路として転用しようと する案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料43ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川保育所の北西側約250メートル、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

総会資料44ページの計画平面図及び45ページの現地写真を御覧ください。土地の利用計画については、赤道である農地から譲受人自作地に進入するため、斜線部分を進入路とする計画となっております。現況で進入路として利用可能なため、整地などの計画はありません。

排水計画については、自然浸透となります。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び

現地調査の報告を求めます。

16番、増田勉委員。

- ○16番(増田 勉君) 16番の増田です。6月27日の11時15分頃、事務局の山田さんと一緒にこの場所に行ってまいりました。それで、43ページの位置図にもあるようにこの所有の土地は、いっぱいよその人の畑の中にある島みたいなところで、公道からどこにも入っていけない土地を所有している方なのです。現状今回売買する場所は、過去から農業をするために通らせていただいていたというような場所になっているらしく、これを改めて、今回いい機会なので買って、赤道を含めて自分のところに道で入っていけるようにということで、全く問題ない案件ではないかと思います。
  - 以上です。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。この案件、現況畑になっていますが、実際には 2メートル幅の道路として使っているということですね。
- ○16番(増田 勉君) 畑には使っていないのですよ。あぜ道みたいに草が生えた道として残っているのです。そこを買うのですけれども、公衆用道路から赤道で田んぼ入っていって、今回買おうとする所有者の土地が真ん中に、周りじゅう全部よその人の畑になっていて、この人の土地に公的にはそこに入っていく道がない。
- ○13番(根本雅史君) その意味は分かります。
- ○16番(増田 勉君) そうなのです。それで、ここ今までも過去ずっと農業するために 通らせていただいていた道みたいなところです。
- ○13番(根本雅史君) 現状でもう畑として耕作している土地ではなくて……
- ○16番(増田 勉君) ないですね。
- ○13番(根本雅史君) 道として、この囲繞地の通行するための道として使ってしまって いるということなのですね。
- ○16番(増田 勉君) 現状も使っていますね。
- ○13番(根本雅史君) 分かりました。
- ○16番(増田 勉君) すぐ分からなくて、すみません。
- ○議長(注連野千佳代君) この進入路の横の、ここに書いてある○○○○─○と○○○○という案件を去年私が担当しまして、ここの現地は見に行ったのですが、その当時から今回の申請があったところというのは進入路がどこもなく、ここは以前から使っていたという場所で、売買で持ち主が替わるときに、ここの道も今度は別で申請しますよと

いうお話はいただいていました。問題はないと思います。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号5についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の農業者が、市内在住の土地所有者から約5年前より賃貸し、農業用施設用地として使用している農地2筆、2,439平方メートルについて、転用の手続が行われていなかったことから、改めて転用許可を得て賃貸借権を設定し、継続して利用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料46ページの位置図を御覧ください。申請地は、幽谷分校の南東側約800メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料47ページの計画平面図を御覧ください。土地利用計画は、土地利用計画図の とおり、農業用ハウスや作業員の駐車場、出荷作業場として利用する計画となっており ます。

排水関係については、場内で自然浸透となっております。

資料48ページから49ページに設計図及び現在の営農状況についての資料を添付して おります。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書

で確認をしております。

なお、令和4年6月1日付で農振農用地の用途変更の公告がなされており、用途が農業用施設用地となっております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(注連野千佳代君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。 山口運営委員会委員長。
- ○運営委員会委員長(山口壹弘君) 14番、山口です。この議案について、6月30日に運営委員会を行いまして、現地を見てきたところ、もう今現在も使われているという感じなのです。今度、今駐車場にするというところは、何か崩して平らにしてあったけれども、これが車走れるのかなという感じだったのです、粘土質で。雨降ったら一発でもう動かなくなってしまうのではないかなと思ったのですけれども、あとは砂利入れたりなんかするなんて言っていましたけれども、そういう砂利入れたりするのはどうかなと、入れるときは農業委員会の方に相談してからやってくれということは言っておきましたけれども、既に利用しているという感じだった。

現場的には、行ったら汚いゴルフ場という感じになっていて、景色はそんな感じだったのですけれども、実際駐車場とかあれ使っていけるかなと思ったのですけれども、使いますと言っていましたので、帰ってきてちょっと話し合ったのですけれども、全員一致で許可することにいたしましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

それでは、私からちょっと聞きたいのですが、これ今この写真にあるところですね、 ここはもう砂利は敷いてあるのですよね、きっと。もう土ではなくて車が通れるように。 山田君。

- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。47ページの位置図の後ろにビニールハウス 3とか1とかなっているところの北側辺りが、この道路沿いになっているところの駐車 場として使うところにつきましては、現場の方は砂利が入っていまして、トラック積込 み所などにつきましては、まだそこは、先ほどちょっと説明ありましたけれども、きれいになった程度、1回粗砂を入れた程度という形のところになっております。 以上です。
- ○議長(注連野千佳代君) 分かりました。 ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号6についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の土地所有者から農地1筆、998平方メートルを買い取り、資材置場等として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の51ページを御覧ください。申請地は、整備された集団的な農地の区域内ですが、JR横田駅の北側約400メートルに位置することから、農地法施行規則第45条第2項に規定する鉄道駅や役場等からおおむね500メートル以内の区域に存在する農地に該当し、第2種農地と判断されます。

総会資料52ページの計画平面図及び53ページの現地写真を御覧ください。土地の利用 計画については、現在の田の面から60センチの高さまで盛土を行い、砕石を敷いた上に 資材及び重機などを置く計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、個人からの借入金により賄う計画となっております。 他法令についてですが、埋立て行為について申請者と廃棄物対策課で協議中です。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。 10番、中山雅夫委員。

- ○10番(中山雅夫君) 6月30日、午後4時10分頃、事務局の山田さんと現地確認に行ってまいりました。現地なのですが、横田駅の東側、県道の長浦上総線を北の方に向かって約400メートルぐらいの位置に当たります。それで、現地が資材置場になるのですが、そこの近くもやっぱり資材置場が2か所ぐらいあります。それ資材置場には、私としては適していると考えております。よろしく審議のほどをお願いいたします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については、許可相当と決定いたします。

1時間たったのですが、休憩取りましょうか。このまま続けますか。

[「取りましょう」と言う人あり]

- ○議長(注連野千佳代君) では、休憩いたします。
  - 3時10分から再開します。

休憩

再 開

- ○議長(注連野千佳代君) それでは、休憩前に引き続きます。
  - ◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請に ついて
- ○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。 斉藤君。 ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明 いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の土地所有者から農地3筆を買い取り、長屋住宅用地として転用している案件であり、令和3年5月7日の農業委員会総会を経て、令和3年5月31日付で農地転用の許可がされた案件でありますが、令和3年10月7日の農業委員会総会において再審議し、同月15日付で君津農業事務所に意見を送付した案件でございます。

なお、本件は、令和4年3月8日の農業委員会総会において、期間延長の計画変更申請について不承認相当と意見された案件となりますが、千葉県においては許可となり、令和4年8月31日まで事業期間の延長となっております。

総会資料の54ページを御覧ください。申請地は、長浦行政センターの南側約350メートルに位置する農地です。

55ページの変更理由書を御覧ください。今回の計画変更内容の一覧が記載されております。変更箇所については、項目数が多いため個別の説明は省略させていただきますが、緑地やごみ捨場の移動や面積の変更、建物敷地の盛土高の一部変更、発生土の搬出や地盤改良の実施などとなっております。

今回の申請について、君津農業事務所の方と相談したところ、発生土の搬出がある場合については計画の変更の申請を出すようにという指導が入っております。

総会資料58ページと59ページに変更箇所の説明図、60ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

山口委員。

- ○14番(山口壹弘君) 質疑というより、これは行政センターがここにあると、あそこの 調整池の上の方。
- ○議長(注連野千佳代君) 懸案のところですかね。 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。ただいま山口委員がおっしゃったとおり、 ちょうどこの54ページの位置図でいくと、申請地、蔵波字中六となっているところの枠

の吹き出しの真下辺りが調整池になって、そのすぐ南側、写真のとおり既に造成の方も ほとんど終わっておりますけれども、長屋住宅をまだ工事中のところになります。

○14番(山口壹弘君) これどこがどこだか、あまりはっきり把握していないのですけれ ども、あそこ危ないよとかうわさ出たところ。

(「問題になっているところ。」と言う人あり。)

- ○議長(注連野千佳代君) そうです。農業委員会において不許可となった案件です。
- ○14番(山口壹弘君) それで、また今回許可を。
- ○議長(注連野千佳代君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 今回の内容は、当初の農地転用申請に添付している内容に変 更が生じたので、その変更の内容に合わせたものを再度変更申請として出してきている ものになります。
- ○14番(山口壹弘君) 変更だけを審査というか審議しろというわけね。
- ○事務局長(斉藤明博君) そうですね。現在のところは県の決定は覆っておりませんので、農地の転用は許可されている状態です。ただ、新聞にも掲載された案件にもなるのですけれども、かつて東京都内で発生した建設発生土を大量に搬入したことにより、そのときも農地転用、一時転用ということで申請が出ていたのですけれども、その計画以上に土が入った状態になったままで、結局やった主体の方が行方不明になってしまって是正されないまま現在に至っているところに、アパートの14棟の建設による恒久転用の申請が上がってきたのが昨年ということになります。
- ○14番(山口壹弘君) 今回のこの変更を認めてしまうと前に進むというわけだ、今より。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) 許可は県になりますので、市町村の農業委員会の方ではその 内容についての意見を付して県に送るということになりますので、これがもし今回不許 可相当という判断をしたとしても、県の方からは変更内容を申請してくださいというこ とで指導が入っているわけですから、市の農業委員会はそういうふうに言っているけれ ども、では中身を見て審議しましょうということに恐らくなるのではないかと思います。
- ○議長(注連野千佳代君) 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。まず1点は、この変更理由書に書いてある変更 後というのは、全部これ実施されているのかどうか、確認できているのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。現地の方はまだ工事実施中なので、現場の 方は確認されていないのですが、こちらについてはこのような変更で行いたいというの が原則でありますので、急ぎで対応しなければならない部分以外につきましては、一応

これからこれ認めることによって、そういうふうにしていく形になるという原則になっています。

- ○13番(根本雅史君) これは最終的にはちゃんとやったということを確認するのは、ど この部局になるのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。こちらにつきましては、県の許可案件であり、開発なども動いておりますので、まず全ての、今回この変更書類が通った場合でしたら、当然この変更後のものになっているか。変更承認が出なかった場合は、当初の計画どおりなっているかどうかという形で、完了の確認の書類の提出があった場合には農業委員会事務局でも現場確認をしますし、県の方でも開発できるというものを含めまして現場の方を確認しまして、そのとおり、承認されている計画のとおりに工事が実施されているかどうかを確認するという形になります。

あと、県の方がどこまで、ほかの部署が現場を見るのかどうか細かい部分については、 こちらでは分からないです。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 2点目ですけれども、これは当初は農地転用を認めたのですよね。 その後、不許可にしたというふうに、私も正確な情報ではないですけれども……
- ○議長(注連野千佳代君) おっしゃるとおりです。
- ○13番(根本雅史君) それ聞いているのですが、県がそれを、農地転用を正式に認めた わけですけれども、最初の説明のように搬入された土砂が計画以上に積み上げられてい ると、搬入されているということなのですが、そこは是正されていないわけですよね。 県がもう認めてしまっているからしようがないのだけれども、今熱海の方で土砂崩れな んか問題、大騒ぎになって、国でもそれ動いているわけですけれども、その辺の心配と いうのはどうなのですか、ないのですか。そんなにひどくはない話なのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) ご心配はそういった面でいただいているところなのですけれども、まず工事の内容が妥当かどうかというのは、先ほど山田の方からお話がありましたとおり、開発部分については君津土木事務所において内容の審査を行い、妥当かどうかの判断が出るということで、こちらは、農地の転用の申請の時につけられていた書類の関係が変わったので変更をするというような手続になっているということになります。

今回擁壁の下の基礎部分の強度が足りないということで、そちらの方の改良工事もこ

- の変更申請の中に入っています。そういった部分で、昨今熱海の土砂崩れの関係で、そういった埋立地の心配というのが非常にあるということなので、こちらにつきましては、 県の埋立て部門、廃棄物指導課というところが、今の法規といいますか、県の条例に照 らし合わせてみて安全性があるかどうかといった部分は一応調査をしております。
- ○13番(根本雅史君) 後追いで転用を認めてしまったような感じなのですけれども、当初の計画よりは安全対策というのは追加されているのですか。擁壁を少し高くしたとか増やしたとか。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) これもともとの計画の方が、今回アパートを建てる用地の下流側に造成協力地というような形で、斜面ののり面を取った形での造成工事ということで申請が上がってきておりまして、その上に敷地の方の土留めのブロック積みであったり現場打ちであったりとか、場所によって違うのですけれども、周囲を崩れないような措置をするというような工事内容になっているということで、もともとの最初のものは当然君津土木事務所の開発の方の許可ということで、それで下りているということになります。今回は、工事するに当たって、そういった熱海での事故を受けた上での再見直しもされているということで、そういった基礎の工事の追加が入っていたりとかしているということになるかと思います。
- ○議長(注連野千佳代君) 前期でその不許可になった後に、この案件自体は違法な高さに、違法な量の土を無許可で入れたということのほかにも、農地だったところを転用しないでそのまま使ってしまったというような幾つかの違反点があったのですね。それで、最初の許可にした採決のときは、その今までの経緯が、そういうことがあったということがまず説明で出ていなかったので、私たちも分からず、住宅建設の案件はよくありますから、それで許可と一旦なったのですが、その後いろいろな話が出てきて、結局そういう違反があったのですよというようなことが分かってきたために、再度審議し直して不許可となり、その後また土留めなんかをもうちょっとちゃんとやりますよというようなことの変更の申請がありましたね。
- ○事務局長(斉藤明博君) それは期間の延長。
- ○議長(注連野千佳代君) 期間の延長でしたか。それも、結局一旦不許可にしたのだから、ここで新たに変更しますよという許可を出すことはどうなのだというようなことで、 そのときもたしか不許可になったと私は記憶していますが、田中委員、何かご意見ありますか。
- ○11番(田中幸一君) 今おっしゃったとおり、恐らく期間の延長か何かで不許可になったものに対して、またここで審議するのかというような感じだったのかな。結局不許可

でしたよね。

- ○議長(注連野千佳代君) 不許可でした。だから、どう捉えるか。
- ○11番(田中幸一君) 今回、ただその擁壁の改良になるのですか。56ページの④番ですか、L型の擁壁というのですか、こういうのは今まで高く積み上げられたものの対策になってくるのでしょうかというのをちょっと聞きたかったですね。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。56ページの変更内容についての調査のものですが、こちら農業委員会に出ていた書類だと、こちらに書いてあります施工時に地盤調査を行ったところ、予定していた地耐力が得られなかったため、つまり当初申請時の計画のものからまた再度調査をかけた結果、地耐力、要は強度ですよね、こちらが得られなかったので地盤改良と柱状改良を行うことになりましたということになっていますので、当初の予定からは変更になって、こちらの方が強度が高くなっているというものだと思われます。ただ、内容については、開発の方とかでないと細かなところは分からないかなというのが、正直なところです。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 山口委員。
- ○14番(山口壹弘君) 14番、山口です。変更するということは、何かこういうやつをやるのに基準があって、できないから計画変更して基準をクリアするようにしているのでしょう、これ、変更してあるということは、今ではいけないから。そういう基準とか何かというのは我々分からないし、どこかでそれ見て、こういうふうにやりなさいよとか指導とか入っているところへということ。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。その辺り、地盤などにつきましては開発行為に関する許可という形になりますので、先ほどもちょっと名前が出ました君津地域の関係ですと君津土木事務所の中の方で、こちらがまず農業委員会で農地についての審査を行ったのと同じように、開発のそういった工事の設計の内容について審査が行われているかと思われます。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 結構難しい案件だと思いますけれども、整理させてもらうと、最初のもう農地転用の許可は出てしまっているのですよね、県がね。
- ○議長(注連野千佳代君) そうです、県の方はそうですね。
- ○13番(根本雅史君) 出ているので、そのときの許可したときの計画が、その後変更し

たいという、その申出があったということですね。その新しく変更になった部分の条件で、農地転用をそのまま認めていいかどうかという判断を求められているということですか。我々が何、判断を求められているかということをちょっと整理したいのですが。

- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。ただいまの質問で根本委員からあったとおり、現在のこの案件につきましては、当初の計画内容に従っては県の方で許可となっている。それはそのまま続いている状態で、その中で3月、先ほどちょっと局長の方からも説明ありましたとおり、期間の延長、要は工事期間が足りなくなりそうなので期間の延長をしたいというものについても、こちらでは農業委員会の方の意見としては不承認、変更の承認については不承認、県の方で内容については変更が承認されている状態で、現在ですと当初の計画の内容で8月31日までの期間について許可が下りているという形になっています。その中において当初の計画、許可を得ているものに対して、このような内容について変更したいので、この計画変更について妥当でしょうかというものの承認申請が上がってきているという状態です。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 手続としては、だからこちらの農業委員会にも変更の申請は するということになりますよね。ここで許可だから、不許可だから県の方でもどうなる か、そのままいくのかというのとは、またちょっと別だということです。ただ、こちら の意思というか意見は、県にはいきますよということです。
- ○13番(根本雅史君) 農業委員会が関係するのは、農地転用と所有権移転という部分で すよね。その部分についての意見を求められているわけですよね。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。登記上の農地に関してですね。
- ○13番(根本雅史君) 具体的な工事の中身については、また専門の部署が関わるのでしょうけれども、そういうのも参考にしながら判断すればいいということですか。
- ○議長(注連野千佳代君) だから、おっしゃったように農地転用を認めるという意味合いも含めての判断にはなろうかと思います。そういうふうな受け止めは、その採決がどうだったかということに対する反応というか、こうなのだなというふうに受け止める方はいらっしゃるのかなと思います。
- ○13番(根本雅史君) 前回の袖ケ浦市の農業委員会が不許可というか認めなかったのは、 期間延長の変更を認めなかったということですか。
- ○議長(注連野千佳代君) いや、その前の…… 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 前回不承認となったのは、正式な申請に対する不承認の審議は、

法定の手続としては期間延長のものとなります。10月に再審査をしたというのは、要は何か申請があって、それに対して審議を行ったというものではなく、当初書類内容で分かっていなかった事実があったので、農業委員会としての意見を別途上げますという形で、要は法定の審査とは別の個別の意見として、県の方に意見を上げるというのが、不許可相当ではないかということがあったということです。なので、申請に対する審査としては、あくまでも前回の期間延長のことについて不承認という意見が出ているというものになります。

- ○議長(注連野千佳代君) 分かりにくいですかね。 山口委員。
- ○14番(山口壹弘君) 山口ですけれども、これ議案だと許可後の計画変更承認申請って 書いてある。許可はされているのだよね。
- ○議長(注連野千佳代君) 県が許可をしているということになると思います。最終的な 決定権が、この袖ケ浦市の農業委員会が持っているわけではないので。
- ○14番(山口壹弘君) ないけれども、その変更のやつというか……
- ○13番(根本雅史君) 市が一旦許可相当の意見を出したけれども、それを覆して不許可相当の意見を出したのだけれども、県が転用を認めたと。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。もう大分前からの、十数年前からでしたか、この案件は。多分10年はたっていましたよね。

[「20年」と言う人あり]

- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 今までの過去の協議などにつきましては、今が令和4年ですけれども、おおむね25年前頃に当初の土砂の一時転用の話があったという記録になっております。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 皆さん何か分からないようなところで、もし補足説明ができるようなことがあるかもしれませんので、ある方はおっしゃってください。
- ○4番(花澤一弘君) 4番、花澤。この地図でいうと、54ページの黒く塗りつぶされた ところが農地なのですよね。その周りが全体の……

〔「開発区域」と言う人あり〕

- ○4番(花澤一弘君) 開発する土地なのですよね。ここに書いてある変更理由書は、農地の中でかぶるところが変更なのでしょうか。それとも全体の変更で。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。変更は、これ全体の計画の変更点になりま

すので、農地以外の土地の部分での変更も含まれています。

- ○4番(花澤一弘君) 個人的には、ではいいではないですかみたいな話。要は袋小路で、 真ん中に農地があって許可してくれというような話ですよね、実際は。通っているので しょうけれども。
- ○議長(注連野千佳代君) そうです。農地と森林とかが混じっているような一帯になりますので。

いかがでしょうか。ほかに何かございませんか。山口委員。

- ○14番(山口壹弘君) ちょっと変な言い方をするけれども、採決するときはどういう表現で採決するわけ、これ。
- ○議長(注連野千佳代君) 許可するかどうか。
- ○14番(山口壹弘君) 何を、計画変更。
- ○議長(注連野千佳代君) 今回はこの……
- ○14番(山口壹弘君) 計画変更だけ。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。
- ○14番(山口壹弘君) 計画変更だけは改善されているのだから、いいとして許可をしますよ。だけれども、その用途の方は県が認めるけれども、あくまで袖ケ浦の方は今認めていないという感じ。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。
- ○13番(根本雅史君) 前に一旦許可相当の意見を出した後に、不許可相当の意見を臨時 に集まって決めたときの不許可の理由は、すみません、もう一回。
- ○議長(注連野千佳代君) その時点、最初に採決を行った時点では、今までの違法なことが行われていたという経緯が全く明らかにされていなかった。
- ○13番(根本雅史君) それが分かったから。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。そこでまた、だからもう一度話し合いましょう ということで、もう一度採決をしました。で、不許可になったということです。
- ○13番(根本雅史君) その後の状況に変化はあったのでしょうか。改善されたとか、そ こが問題だと思いますね。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) こちらなのですけれども、盛土堆積行為ということで、本来 県の許可が必要な面積の案件でありましたが、農地の転用申請は出たのですけれども、 土砂等の埋立てに関する申請書類が県の方に提出されていない状態。なので、県の方の 埋立ての担当課から申請書類を出しなさいというようなことが記載された会議録が見

つかったのです。その後、出ていないというのが分かったということもあるので、是正がなされないまま、そのままになってしまったという、先ほどお話ししましたけれども、そこら辺があるので、そこがまず是正をしてからでないと、今回の農地転用は認めるべきではないのではないかというようなことで、2回目の法に基づかない、こちらの総会においては不許可相当というようなことになったということになります。

ただし、先ほど廃棄物指導課、県の方の組織ですけれども、当時まだ県の条例が改正される前で、土地の所有者に対する責務を問うことができないというような回答がありまして、現状ではやった行為者が分からないというようなことで、是正の指導対象がいないのでできないというような結論で終わっているということで、今回の開発に合わせて埋め立てしたところの土質調査と斜面の勾配の安定度を県の方が確認するというような流れになって、それで危険な状態にないというのが確認ができれば、その状態のままで開発を認めていこうというような姿勢があるようです。あるようですというのは、はっきりとそういうふうに発言を聞いていないからということであります。

- ○13番(根本雅史君) では、まだ最終的には確認はできていないということですね、それ。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) 現地の調査については、私どもも立会いしまして行ってはおります。ただ、そちらについては、せんだって関係課や県の担当課の方が集まって会議を行ったのですけれども、外部に発表する予定は今のところ考えていないというようなことでした。県側の見解ですと事業者が善意でやった土質調査なので、県からは発表する予定はないというような説明を受けています。
- ○議長(注連野千佳代君) 渡邉委員。
- ○12番(渡邉美代子君) 運営委員会のとき、私、そのとき一緒に行ったのですけれども、 土壌検査をしてください、ボーリングしてくださいと言ったときに、その開発する方が しますよと言っていたのですけれども、それは上の高い部分からボーリングしたのです か。それとも下の部分だけボーリングしたのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) 大体2メーター高さであろうところまではボーリングしていました。
- ○11番(田中幸一君) 20メーター埋めたところを2メーター調べたのですか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 十何メートルぐらいまでは、ボーリング調査で検体というのですか、土の方をこうやって並べて、実際それも確認してはおります。
- ○12番 (渡邉美代子君) では、上の高い部分もやったということですよね。

- ○事務局長(斉藤明博君) そうです。割と下の方までやっていることになります。
- ○議長(注連野千佳代君) 質疑はいかがでしょうか。
- ○13番(根本雅史君) 前回の不許可相当と決めた以後、あまり変わっていないということですよね。
- ○議長(注連野千佳代君) そうです。斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) 前回の審議の、やはり皆さん非常にご苦労されていましたけれども、結局法律に基づかない総会での不許可相当というものがあるのであれば、大本が駄目ならほかの細かいところも駄目なのではないかというようなご意見もあり、それをもって前回、期間の延長についても不許可相当というようなご判断が出たと記憶しております。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね、この開発自体を…… 山口委員。
- ○14番(山口壹弘君) 山口です。だから、さっきも言ったけれども、この許可変更する やつを許可してしまうと、これがどんどん前へ進んでしまう可能性が、この計画という か……
- ○議長(注連野千佳代君) 取りあえず認めますよという、許可というのは認めますよと いう意思表示になりますから……
- ○14番(山口壹弘君) 認めてしまうと、この計画がどんどんと進んでいってしまうので しょう。
- ○議長(注連野千佳代君) これがもし不許可になったとしても、開発自体は進むのだろうとは思いますけれども、許可という判断をしたのか、不許可という判断をしたのかというのは、気になさっている方、この近隣の方とても気にされていますし、心配に思っていますし、説明会なんかもリクエストしているけれども、たしか行われていないというようなことだったと思います。市議会の方でも何度も前会長は問い詰められて、ご苦労なさっていたようなことは聞いています。
- ○13番(根本雅史君) 転用許可は出てしまっているから、事は進むと思うのですよね。 問題は、だからこの変更内容が改善に向かっての、これいろんな指摘されて改善に向け た変更なのでしょう、そのものはね、とは限らないですか。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。前回その期間の延長のときだったかも、もうちょっと工法というか、斜面の留め方みたいなのも、たしかこうしますよみたいことは上がってはきていましたよね。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。前回のときですけれども、一応申請内容と しては期間延長のみで、今回のような細かな工事内容の変更点については、まだこの時 点では正式に工事の変更図面などはなかったと思います。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) 田中委員。
- ○11番(田中幸一君) これ前回の運営委員会とか、いろいろ経緯があるのですけれども、 経緯を知っている方が多分少ないのですよね。分からないですよね。何を審議するのだ というようなところで、前回許可が下りたものを不許可にして、また期間の延長で不許 可にしてというようなことが起きているわけですけれども、一からこれは説明のし直し でしょうかね、事務局長さん。
- ○議長(注連野千佳代君) 途中で私たちが頂いた、その経緯を記した、とじたものありましたよね。ああいうものは皆さんにやっぱりお示しして、それからの採決の方がいいのかなという気もしますけれども……
- ○11番(田中幸一君) と思います。
- ○議長(注連野千佳代君) 山口委員。
- ○14番(山口壹弘君) 山口。そのときに前回の人が不許可したのでしょう。その前のやつ、我々見ても不許可になってしまうので……

[「許可になってしまう。」と言う人あり]

- ○14番(山口壹弘君) 不許可にしたというわけでしょう、前回。 [「はい。」と言う人あり]
- ○14番(山口壹弘君) それはそれでいいではないですか。そこからこの間、何が変わったのかとか、それを……
- ○13番(根本雅史君) その不許可にした理由が、改善されているのかどうかという話ですよね。
- ○議長(注連野千佳代君) 改善は、もう埋めてしまっているから、改善……
- ○11番(田中幸一君) 不許可にしても何にしても、県はもう不許可にはならないですも のね。許可してしまっているので。
- ○14番(山口壹弘君) 県が許可しても、何かあった場合には、地元の委員会何していた んだということになるから。
- ○事務局(山田尚史君) 農業委員としてどうなのかというところなのです。
- ○13番(根本雅史君) 責任が問われていますよね。
- ○14番(山口壹弘君) 地元としては、きちんとしたものとして。
- ○16番(増田 勉君) 増田です。さっきから、私、分からないで聞いていて、なお分か

らないのですけれども、要は以前ここで2度ぐらい審議されて、袖ケ浦市としては不許可相当ということで県の方に報告したのだけれども、決定権者である県の方は許可した。また、その内容について、うちの方に変更申請が来ていると。そのどこが改善されたかどうかもよく見えない状況で、これ言い方がきついかもしれないですけれども、当初不許可相当とやったものを、変更申請を認めるというのは何かおかしいようなイメージが私にはあるのですよ。

- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。整合性が取れるかどうかということは疑問です。
- ○16番(増田 勉君) どっちみちこっちで何をするにしても決定権は県にあるということであって、うちの方は当初の、一番最初の申請のときから不許可ではないのということを手を挙げていても、県でこうやってきたのだから、あとは県の方でやるのだから、うちの方としては当初から不許可相当というのは継続しますよという意思表示でもいいのかななんて、言い方が悪いのですけれども、どうなのでしょうか。私もよく分からないですよ、当時どこまで議論したものなのか、ちょっと分からないのですけれども、当時駄目だったものを変更申請だけ許可するというのは、何となく話が違うのではないかというようなイメージが頭の中にあるのですけれども。

以上です。

- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑、ご意見はいかがですか。
- ○13番(根本雅史君) 前回不許可に相当するという判断をしたときの理由というのは、変わっていないのでしょう。
- ○議長(注連野千佳代君) そうですね。
- ○14番(山口壹弘君) では、同じ答えが出てしまう。
- ○議長(注連野千佳代君) もう建設残土などを申請以上に高く積んでいるものですから、 そんなことしていること自体は許可できませんよというようなこともありましたし、そ れがもう今撤去されたとかって、そういうわけではありませんから。
- ○13番(根本雅史君) 県が許可した理由というのは、何か改善策を条件につけたのですか。 擁壁を造れとか、土留めのための、それで許可したのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) まだ周りの擁壁類に関しては、一番最初の申請のときの内容からは、この変更が通らない限りは変わっていないということになりますので、最初地質調査をやっていなかった部分にL型の擁壁をやるために土質調査の方を行ったところ、必要な強度がなかったということで基礎改良の工事を伴ったということがありますし、結局現場を造成したことによって建設残土が余ってしまったということが発生したのです。それをどうするのかなといったところが、場外に搬出しますと。それを市の廃

乗物対策課の方に確認したところ、建設発生土の処分場にお持ちいただけるのであれば、 それは特に問題ないですよというような確認も取れているというようなことで、この変 更申請はそういったものも含んだものも入っているということと、若干当初の予定して いた場所から少しずらして建物を建てざるを得ない事態が発生しているので、そういっ た関係でレイアウトが変わっているのが多少幾つかあるというようなことで、こちらの 変更申請の方は提出されているということになります。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、これは今日採決しなくても大丈夫ですか。 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。こちらにつきましては、市の方は意見を付して県に進達する立場という形になっていますので、基本的には採決していただいて、その際に意見など、今言った、こういった風にした方がいいとかがあれば、その意見を付した上で県の方の審査を受けるという形になるのが基本です。なので……
- ○議長(注連野千佳代君) 来月でも大丈夫。
- ○事務局(山田尚史君) 基本的には標準処理期間というのがあって、一定期間以内には もう県に送らなければいけないというのが基本です、原則としては。
- ○議長(注連野千佳代君) では、次の採決になったとしたら間に合わない。
- ○事務局(山田尚史君) 次の採決に回さなければいけない理由とかが必要になるかなと 思われます。それで何が変わるかという。
- ○議長(注連野千佳代君) 事情が分からない方が多くて、これはいつもこの問題、この 案件は何回も取り上げられてきて、前期で、そのたびに傍聴者の方もかなりな人数いら っしゃったのですね。皆さん、それだけ関心が高かったのです。地元の方たち、議員の 方も、有名な、まあ知っているような方も何人もいらっしゃいました。だから、それだ けの内容のことなので、新しいメンバーになってからのことなのですが、また入ってき て、今後もまたちょっと何かした変更の手続なんかも上がってくるかもしれませんし、 一度この私たちが受け取った、今までの経緯も御覧になっていただいてからの判断にで きればなと私は思っています。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 審査の内容とはまたずれるかもしれませんが、こちらの方審査期間、事業期間の方が8月31日までの事業期間となっておりますので、恐らく再申請とかをする場合には、期間延長についてもやらなければいけない形になるのかなと思われます。期間を過ぎることについて再審査を行うことについての説明を逆に、期間内に収まらないとか再審査をする場合には、また説明が必要になるのかなと。要は今回のであれば8月には申請が、今日審査も終っているという形にはなりますが。

- ○議長(注連野千佳代君) 山嵜委員。
- ○会長職務代理者(山嵜和雄君) 6番、山嵜です。これもし農業委員会で不許可にした場合は、工事が止まるのですか。このまま進んでいくのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。先ほどちょっと根本委員の質問でもあった 内容でもあるのですけれども、あくまでも今回は変更内容についての承認申請という形 になりますので、この変更内容については承認しないというだけの話でして、その関係 ない部分については、工事の方はそのまま進んでいくかと思われます。逆に先ほど言っ たL型擁壁など、後から追加された部分についても農業委員会が認めない形であれば、 不十分であると考えれば、それについては不承認、不許可相当であるということの意見 をつけることは可能ですし、または先ほど言いました、最初の違反転用で残土が入った ことについてのが農業委員会としての意見の元であるという形であれば、それについて は今回もそれが改善されていないので不承認ですということは妥当な判断かと思われ ます。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 今日採決しますか、しましょうか。

それでは、ほかに質疑はいかがでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決してしまっていいですか。私がさっき言ったような資料を見てからにしたいなと いう方とかが特に多くなければ、採決をしてしまいましょうか。
- ○13番(根本雅史君) 8月では間に合わない。その標準処理期間というのは過ぎてしま うのか。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。先ほど言いました標準処理期間を過ぎて、 これをそのように手続を延長してやる理由というものが存在しているかどうかという のが、まず1つあるのかなと思います。

また、今般原則的には、例えば6月に申請を受けたものについては7月10日頃には県の方に、要は不許可とか許可の関係なしに、農業委員会はこのような意見ですというこ

とを付した上で県に上げるという形になっていますので、それをあえて保留にするのであれば、それなりのやっぱり根拠とかが必要になるのではないかとは思われます。先ほど言いましたように、今まで不承認になっていたものについては、例えば来月に審査を回したことによって、大本の不承認の理由については、違反転用が是正されていないというものが変わるのかどうかというところを判断していただいて、それが変わらないのであれば、今回の承認、不許可の採決をやっても変わらないのかなとは思われます。

○議長(注連野千佳代君) では、取りあえずこれから採決はしようかなと思うのですが、 先ほどから言っているその経緯、この後もまた何か出てくるかもしれませんので、事務 局の方、次の総会までに皆さんにお渡しできるような資料をご用意していただければと 思うのですが。

山田君。

斉藤君。

- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。それでは、ただいま会長から依頼のありました、前年配った内容と同じような内容の資料につきまして、次回の総会のときなどに用意しておきたいと思いますので、そちらについてはちょっとお時間ください。 以上です。
- ○議長(注連野千佳代君) 市民の方の関心も高い案件ですので、皆さんにも経緯はちょっと分かっていていただこうかなと思っています。

では、採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

[替成者举手]

- ○議長(注連野千佳代君) 賛成少数でございます。 よって、議案第3号の1については、不許可相当と決定いたします。
- ◎議案第4号 令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第4号 令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)

の承認についてを議題といたします。 議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第4号の令和4年度第3次農用地利 用集積計画(案)についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。別冊となっております。この集積計画については、農地 法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農 業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議していた だくものです。

それでは、議案第4号の11ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が5件で、全て農地中間管理事業によるものとなっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で94.29アール、9,429平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから10ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けい たします。

質疑はございませんか。

根本委員。

- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。この4番の件ですけれども、この一番右の共通 事項及び別表の該当番号、ナンバー3になっていますが、9ページの別表3、これ甲乙 間の支払い年、乙丙間の支払い年が令和9年からになっています。これでいいのですか。 令和9年から13年なのですが。
- ○事務局(山田尚史君) 番号3番。4番だとナンバー3の方に。
- ○13番(根本雅史君) 9ページ。
- ○事務局長(斉藤明博君) 9ページの真ん中の別表3。
- ○事務局(山田尚史君) そうすると、整理番号的に言うと3番。
- ○13番(根本雅史君) 整理番号4……3番か。
- ○議長(注連野千佳代君) 初回支払い年が令和9年になっているということですね。
- ○4番(花澤一弘君) 10ページは元に戻っています。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。この部分については園芸協会の方に確認いたしまして、間違いの場合には修正をお願いしたいと思います。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかは令和4年ですものね、みんな。
- ○13番(根本雅史君) そんな先のことまで決めないと思うのです。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。今回の議案4号の3ページ、4―6―3が、この今ご指摘のありましたナンバー2の方に関係するものとなるのですけれども、10年間という形になっていて、先ほど言いました9ページの方が2031年までになっていますので、これですと5年だけになります、恐らくこちらにつきましては令和4年からという形なのですが、ただこれにつきましては、賃料の発生そのものは、3ページの右上の

方御覧いただいていいですか。右上の方に当初の5年だけは無償となるので、賃料の発生は5年後からで、ただし貸借は今年度からという形なので、賃料の発生期間と中間管理権などの設定の期間にずれがあるため、この4-6-3のみがこちら開始、9ページの方の賃料の支払い年という形になりますと9年からとなる形のようです。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) 分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかにはございますか。
- ○13番(根本雅史君) あと、いいですか。10アール当たりの借賃、単位がないのですけれども、○万というのは○万円だろうと思うのだけれども、1.00というのは1俵のことですか。例えば4ページ。
- ○議長(注連野千佳代君) 山田君。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。こちらにつきましては、今までの前年度とか、その前の年度などからのものでいいますと、この1.00となっている場合には1俵相当額、要は60キログラム当たりの米の価格に比例したものを払うという形でやって、こちらの方が1.88反分なので、10アール当たり、1反当たり俵分なので、1,884平方メートルで1.88俵分の相当額になるという記載になっています。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) 大体推測はできたのですけれども、単位を入れない理由というの はあるのですか。あえて取ってしまう。ほかは円が入っていたり、円は入っているので すね。
- ○事務局(山田尚史君) そこの○万のところは、○万とだけしか記載されていない。10アール当たりのところ、前のページなどを見ますと、ここのグループは単位が入っていない形で園芸協会がやっているようですので、こちらについてはちょっと園芸協会の方に意見の方を入れておきたいと思います。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。 議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。 よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

### ◎報告事項

- ○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局の説明を求めます。鈴木君。
- ○事務局(鈴木 等君) 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご説明いたします。 議案7ページ、8ページを御覧ください。こちら農地法第5条第1項第7号の規定に よる農地転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7 号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和4年5月1日から5月31日までで、6件でございます。 報告は以上でございます。

## ◎その他

○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第4、その他について。 委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局から何かありますか。
  - [「ありません」と言う人あり]
- ○議長(注連野千佳代君) 本日の日程は全て終了しました。

#### (○) 閉(会)

○議長(注連野千佳代君) これをもちまして第4回農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午後4時30分 閉会